

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アサヒグループホールディングス株式会社	コード	2502
提出日	2026/2/19	異動(予定)日	2026/3/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	大八木 成男	社外取締役	○														○		有
2	佐々江 賢一郎	社外取締役	○														○		有
3	大橋 徹二	社外取締役	○														○		有
4	松永 真理	社外取締役	○														○		有
5	田中 早苗	社外取締役	○														○		有
6	佐藤 千佳	社外取締役	○														△		有
7	メラニー・ブロック	社外取締役	○														○		有
8	宮川 明子	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> 大八木成男氏は、グローバルに事業を展開する企業において代表取締役社長CEO及び取締役会長を務めるなど、国際的な企業経営に関する幅広い経験と優れた見識を有しております。 当社においては、2022年に社外監査役に就任以来、取締役会等での意見・提言、国内外グループの監査状況の確認、経営トップとの面談等を通じて、内部統制を含む職務執行の適正性の監査に取り組み、2025年の指名委員会等設置会社への移行後は独立社外取締役として取締役会議長を務めるとともに、指名委員会委員及び監査委員会委員としての役割を果たしており、当社の中長期的な企業価値向上に貢献しております。同氏の経験と見識に裏付けられた、長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクマネジメント・危機管理・内部統制、情報・セキュリティ管理、人材・文化、業務プロセスのスキルの発揮により、取締役会議長として、より一層、執行側との透明性ある情報共有を確保し、取締役会においては企業価値向上に資する適切なアジェンダを設定のうえ、多様な経験、スキル、知見を持つ取締役会の活発な議論を促しながら、取締役会の実効性を高めることが期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
2	佐々江賢一郎氏は、現在公益財団法人日本国際問題研究所の理事長を務めています。当社グループは、同法人との間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は当社及び対象法人の連結売上収益又は経常収益の1%未満と僅少であり、また、当社から同法人に対し寄附がありますが、寄附金額は当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に定める金額基準(年間1,000万円)を超えるものではないため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	<p><社外取締役として選任した理由> 佐々江賢一郎氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、国際政治・経済に関する豊富な経験と知見に基づき、地政学リスクや国際情勢の観点から、グローバルでの事業執行に対する取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言・活動を行っております。 また、指名委員会委員長として、取締役会の監督機能充実のため、公正で透明な委員会運営を主導し、取締役候補者の決定及び取締役会スキルマトリックスやGroup CEOサクセッション等の重要アジェンダについて審議・答申を行うとともに、報酬委員会委員として取締役・執行役の報酬制度設計、個別評価に基づく支給内容の審議においても具体的な意見・提言を行っております。 同氏は、国際情勢を継続的に分析・発信するなど、国際政治・経済に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見に裏付けられた、長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクマネジメント・危機管理・内部統制、情報・セキュリティ管理、人材・文化のスキルにより、取締役会の議論の質を高め、重要な意思決定を支えるグローバル視点での監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

3	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> 大橋徹二氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、グローバルに事業を展開する企業の経営者視点と、他社社外役員としての経験を活かし、グループガバナンス並びにグローバルでの事業執行について本質を捉えた質問・問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献しております。 また、報酬委員会委員長として、透明性・客観性を担保した委員会運営を主導し、取締役・執行役の報酬制度設計、個別評価に基づく支給内容を審議・決定しております。さらに、指名委員会委員として取締役会スキルマトリックスやGroup CEOサクセッション等の重要アジェンダの審議においても具体的な意見・提言を行っております。 同氏は、グローバルに事業を展開する企業のトップとして培った豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見に裏付けられた、長期戦略、グローバル、イノベーション・DX、シニアリーダーシップ、情報・セキュリティ管理、業務プロセスのスキルにより、取締役会の議論の質を高め、重要な意思決定を支えるグローバル視点での監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
4	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> 松永真理氏は、2023年に当社社外取締役に就任以来、新たなサービスの開発やビジネスモデル構築に携わった経験、並びに他社社外役員としての経験に基づき、生活者の価値観や市場構造の変化を踏まえた視点から、新規事業・周辺領域の拡大や事業ポートフォリオの変革に関する本質的な問いかけと提言を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献しております。 また、サステナビリティアドバイザリー委員会委員として、サステナビリティガバナンス体制の強化や、サステナビリティと経営の統合のさらなる推進に向けた具体的な意見・提言を行っております。 同氏の現代社会の文化・生活に関する豊富な経験と幅広い見識に裏付けられた、サステナビリティ、イノベーション・DX、シニアリーダーシップ、人材・文化のスキルにより、事業変革と企業価値向上を後押しする監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
5	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> 田中早苗氏は、弁護士としての長年の活動を通じ、企業法務に関する専門的な知識を有するとともに、法令遵守やガバナンスの観点から経営を監督できる高い見識を有しております。 また、2023年に社外監査役に就任以来、弁護士としての知見に基づき取締役会等で積極的に意見・提言を行うとともに、国内外グループ会社の監査状況の把握や経営トップとの面談等を通じて、内部統制を含む職務執行の適正性の監査に取り組んでまいりました。さらに、指名委員会等設置会社への移行後は監査委員会委員長として、監査方針・計画と重点領域の設定を主導し、内部監査部門・会計監査人等との連携により監査の実効性を高めることで、当社の中長期的企業価値向上に貢献しております。 同氏の弁護士としての長年の活動に裏付けられた、サステナビリティ、法律・コンプライアンス、リスクマネジメント・危機管理・内部統制、情報・セキュリティ管理、人材・文化のスキルにより、経営の監督や経営上の課題への指摘、提言を通して、取締役会の議論の質を高め、重要な意思決定を支える監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
6	佐藤千佳氏は、2024年3月まで日本電気株式会社のピープル&カルチャー部門Chief Diversity Officerとして業務執行者を務めておりました。当社グループは、同社との間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は当社及び対象企業の連結売上収益の1%未満と僅少であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	<p><社外取締役として選任した理由> 佐藤千佳氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバル企業における人事領域の豊富な経験と幅広い見識に基づき、人的資本の高度化について本質を捉えた質問・問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、経営者人材育成・サクセッションの監督や報酬制度の審議等において具体的な意見・提言を行っております。 同氏のグローバル企業における人事領域の経験と見識に裏付けられた、グローバル、イノベーション・DX、シニアリーダーシップ、人材・文化のスキルにより、人的資本を当社の中長期的な企業価値向上につなげる取り組みにおいて、監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

7	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> メラニー・ブロック氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバルでのコンサルティング活動で培ったマーケティング、ダイバーシティ推進等に携わった経験に基づき、グローバルでの事業執行や多様性の観点から本質を捉えた質問・問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。 また、サステナビリティアドバイザー委員会委員として、サステナビリティガバナンス体制の強化や、サステナビリティと経営の統合のさらなる推進に向けた具体的な意見・提言を行っております。 同氏は、日豪の財界を繋ぐ団体における要職歴任等を通じた幅広いネットワーク形成を含む国際的な経験に加え、複数企業での社外役員経験を有しており、これらの経験と見識に裏付けられたグローバル、サステナビリティ、シニアリーダーシップ、人材・文化のスキルにより、当社の中長期的な企業価値向上に向けた監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
8	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> 宮川明子氏は、国内外における公認会計士としての長年の経験を通じ、グローバル企業の会計監査及び内部統制システムに精通するとともに、海外での実務経験を含む幅広い見識を有しております。現在は公認会計士事務所の代表として、専門性を基盤とした活動を継続しております。 また、2025年に当社社外取締役に就任し、財務・会計の観点から経営の監督や経営上の課題への指摘、提言を積極的に行うとともに、内部統制に関する豊富な知識と幅広い見識により、組織的監査の実効性向上に向け、取締役会での積極的な意見・提言を行っております。 同氏の、公認会計士としての長年の活動に裏付けられたグローバル、財務・会計、リスクマネジメント・危機管理・内部統制、業務プロセスのスキルにより、経営の監督や経営上の課題への指摘、提言を通して、取締役会の議論の質を高め、重要な意思決定を支える監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

4. 補足説明

<p>「社外取締役の独立性の基準」 当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外取締役の独立性の基準を定め、社外取締役が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者※1又は過去において業務執行者であった者 2. 当社グループを主要な取引先とする者※2（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者） 3. 当社グループの主要な取引先である者※3（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者） 4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※4を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 6. 当社グループの主要株主※5（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者） 7. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者 8. 社外取締役又は社外監査役の相互就任の関係※6にある他の会社の業務執行者 9. 当社グループから多額の寄附※7を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者） 10. 上記第1項から第9項までのいずれかに該当する者（第1項を除き、重要な者※8に限る。）の近親者※9 11. 過去10年間に於いて、上記第2項から第10項までのいずれかに該当していた者 12. 当社が定める社外取締役としての在任年数の基準※10を超える者 13. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者 <p>※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含むが、監査役は含まれない。 ※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当該取引先グループの連結売上高の2%以上の者をいう。 ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における取引額が、当社の連結売上収益の2%以上の者又は直近事業年度末における当社の連結資産合計の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。 ※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。） ※5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。 ※6 社外取締役又は社外監査役の相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。 ※7 多額の寄附とは、直近事業年度における、年間1,000万円以上の寄附をいう。 ※8 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者並びに監査法人又は会計事務所所属する者のうち公認会計士、弁護士法人又は法律事務所所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員及び理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。 ※9 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。 ※10 当社が定める社外取締役としての在任年数の基準は10年とする。なお、過去において社外監査役であった者は、社外監査役であった期間を含めるものとする。</p>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。